

令和 8 年 2 月 農業委員会総会 議事録

開催日時 令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 9 時 30 分～

開催場所 橋本市文化会館 3 階 第 1 研修室

出席委員

（農業委員）

1 番	石井 政英	○	2 番	田中 里美	○	3 番	平田 敬二	◎
4 番	林 義文	◎	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	○
7 番	窪田 裕	○	8 番	藤田 和久	○	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	○	11 番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	×	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

- 議 案 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（14 件）
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（6 件）
 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）
 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて（1 件）
 議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
 （1 件）
 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いについて
 （1 件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 8 年 1 月農業委員会総会を開催します。
 会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
 す。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
 議席番号 3 番 平田 敬二 委員
 議席番号 4 番 林 義文 委員を指名します。
 書記には事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画 (案) の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 7 件です。
 議案第 1 号「農地利利用集積促進計画 (案) の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 11 番の案件は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に該当するため先に関係委員は一時退席の上、審議、採決し、その後、その他の案件について一括審議、一括採決します。まず 11 番の案件について審議、採決を行いますので古川推進委員は一時退席をお願いします。11 番の案件について追加説明があればお願いします。

事務局 当該案件は地主が橋本市農地銀行に農地を預け入れました。借人は隣接する農地に柿畑を耕作しており、作業の効率化、規模拡大を考えています。何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。11 番の案件について本件をする承認ことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 審議が終わりましたので、古川推進委員は入室してください。11 番の案件を除く、議案第 1 号について承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員

●提出番号 1 番

隅田町河瀬に住居する譲受人が高齢のため農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を贈与により取得します。取得後は水田として利用する計画です。特に問題ありません。

林委員

●提出番号 2 番

高野口町名古屋に住居する譲受人が遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を贈与により取得します。取得後は畑として利用する計画です。なお、譲渡人から見て譲受人は妹になります。双方に話を伺いましたが何も問題はあります。

米坂委員

●提出番号 3 番、4 番

●提出番号 3 番

山田に住居する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は樹園地・普通畑として利用する計画です。当該農地は以前から譲受人が小作をしていましたが利用状況調査ではかなり荒廃していましたが今回、売買により取得したので、今後は本気で耕作されるそうです。一応問題ないと判断しました。

●提出番号 4 番

柏原に住居する譲受人が遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を売買により取得します。取得後は普通畑として利用する計画です。譲受人は当該農地の近くで農地を購入しましたが、資材置場として使用しています。当該農地については耕作することを確認しました。一応問題ないと判断しましたが、いずれの案件も長い目で注視していきたいと思います。

藤田委員

●提出番号 5 番、6 番

●提出番号 5 番

柿の木坂に住居する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は八朔を増やす計画です。何も問題はあります。

●提出番号 6 番

西宮市に住居する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を売買により取得します。取得後は普通畑として利用する計画です。譲受人は西宮市から橋本市に移住して隣接する家屋も購入します。何も問題はあります。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

平田委員

5 番の案件について、事務局へおたずねします。新規就農者と

ということですが、農機具は草刈り機のみで年間の農業従事日数は150日ということですが、今後、農機具の購入予定はあるのか、農業経験はあるのか教えてください。

事務局 当該農地は狭小な農地で刈払機のための申請です。追加の農機具購入については伺っていません。

譲受人は当該農地の近くで勤めており、通作はできると聞いています。農業経験は新規就農ですのでございません。

議長 他に何かご質問ございますか。ないようですのでお諮りいたします。議案第2号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

(議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について)

事務局 議案第4号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号1番

●提出番号1番

農地利用状況調査で当該地は回っていました。農地の土は取り除かれて資材置場になっていました。

私から農業委員会事務局に報告したところ、申請人は農地転用の許可を取らずに工事を進めていたことが分かりました。

農業委員会事務局から厳重注意の上、始末書付きでの申請となっています。その後、当該農地を確認しましたが整地され、排水については近隣に公共水路等に適切に排水する等なされています。特に問題はないと判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第3号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第4号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員 ●提出番号1番

●提出番号1番

譲渡人は特別養護老人ホームに入所しており、所有している住居を成年後見人が処分します。当該農地は住居に隣接しており現況は荒廃しており転用して売却します。譲受人は大阪市北区で不

動産販売業を営む法人で、申請農地は砂利碎石を敷いて庭とし、住居を賃貸物件として貸し出す予定です。本申請地の農地区分は市街地に隣接する区域内の農地であることから2-3に該当する第二種農地と判断され代替地の検討もされています。現地を確認し、行政書士にも聞き取りしましたが何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 第二種農地は転用は原則不許可です。庭にする必要はなく、農地のままにするのであれば納得します。事務局の考え方を教えてください。

事務局 当該申請地は第二種農地です。

今回の案件は大変特殊な事例ですのでご説明いたします。譲渡人は土地の売買をする意志表示ができない状態で老人ホームに入所し、この住居に戻ることはないと思われます。また裁判所の判決で本人には成年後見人が登記されています。

この時点で、本人は農地を活用することはできません。

本来であれば、職務代理の仰るように農地として売買すれば良いのですが、狭小な農地で買い手がつきません。

今回、譲受人は、法人で農地のまま所有権移転することはできず、致し方なく宅地と一体化した農地として、庭に転用するしかないと事務局で判断しました。

廣田委員 別紙調査書に代替地の検討ありと記してありますが、ありではなく代替地を求めると、記さないといけないのではないですか。

事務局 その通りだと思います。第二種農地に関しては代替地がある場合、転用許可は認めないと記載されています。今回は代替地の検討は十分行いましたが、当申請地が適切であると判断しました。

廣田委員 本人を代理人にする成年後見人が登記されているとか、農地面積にかかわらず第二種農地から転用する場合、検討した代替農地の地番を記載して書類に残す必要があると思います。

事務局 当該申請地の西側の2筆について代替地として検討していましたが、すでに第3者に売却された可能性があるため代替地としては適切でないと判断し、第二種農地ではありますが今回は申請地の転用書類を提出しました。

廣田委員 致し方ないですね、もう結構です。

議長 他に何かご質問ございますか。ないようですのでお諮りいたします。議案第4号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

(議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

事務局 議案第 5 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

当該農地 8 筆について確認しました。7 筆については農地の一部ですが野菜、果樹を耕作されています。1 筆は祭りの期間だけ提灯を吊るしているそうです。吊るすための支柱がそのままになっており問題ではないかと思いました。農地を確認する中で農地面積のどの程度を耕作すれば相続税の納税猶予が受けられるのか判断に迷いました。皆さんの中でご存知の方がいればご教授ください。

議長 石井委員から提案いただいたことにご意見等ありますか。

廣田委員 私の認識では農地面積 100%の内 80%が残っていれば、農地を売買等しても問題はないと記憶していますが、事務局いでしたか。

事務局 相続税の納税猶予を受けた農地面積 100%の内 20%までは第三者に売却、もしくは耕作をやめても納税猶予は確定しないと税法上に記載があります。

石井委員に現場確認いただいた未耕作の農地は合計で 80 m²程度の農地が耕作されていないことが判明しました。

農地として今後適切に使用するよう指導し、現在使用されていないことが判明したことについては、事務局から書面による指導を行い、今後、適正に税法上の申請を行うように指導します。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について)

事務局 議案第 6 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

織田委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

当該農地を確認しました。綺麗に整地されています。いつでも

耕作できる状態です。何も問題はありません

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第6号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

（議案第7号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について）

事務局 議案第7号について議案書に基づいて説明。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第7号の案件について、本件を許可取り消しとすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 本日ご出席の委員の皆様から提案事項等がございましたらお願いいたします。

平田委員 橋本市農業委員会総会で橋本市農業委員に任命された時点で専門部会（農政委員会、果樹・畜産部会、水稻・野菜部会）に全員が振り分けられました。しかし、現在まで活動は何もしていません。専門部会はどのような時に活動するのでしょうか。

廣田委員 専門部会が発足したのは、農業委員の農業技術の向上を図ることが目的です。委員が各専門部会に振り分けてあるのは農業試験場、果樹試験場等に農業委員全員で参加しますが、その中で質問事項はそれぞれの専門委員にお願いしています。現在はコロナで活動を自粛していました。部会ができたきっかけはそういったことです。

平田委員 今後、試験場等への研修は再開されるのでしょうか。

議長 現時点で試験場等への研修は考えていません。

また大西教授に年1回のご登壇いただいて研修会を実施していただいています。今後、外部研修については要望があれば考えたいと思います。

まっせで農業委員には農産品の説明をお願いしている等、果樹畜産部会はよく果樹についてご存じで、水稻・野菜部会については、水稻と野菜によく知見があり、説明をしていたしていただいています。それも研修の一環だと考えています。もし、多くの方から外部研修に行たい等要望多くなれば、また考えたいと思います。

事務局 外部研修はコロナで中断していましたが、要望が多くなれば会長と相談して検討します。

- 石井委員 農地利用状況調査は12月～1月で終了しましたがその後、農地の売買等があった場合の対応はどのようにすればいいのですか。
- 事務局 利用状況調査を12月～1月に実施していただきありがとうございました。農地の状況変化、違反転用、農地を農地以外の使用については事務局に連絡をお願いします。所有権移転等については事務局で把握しているので連絡は不要です。
- 令和8年度は8月から利用状況調査を実施する予定です。
- 廣田委員 1月の農業委員会で農地中間管理機構を通じて農地の貸人、借人のことを全く知らなくても契約は成立するが、お互いのことを知ることによってトラブル等が起きた際に柔軟に対応できるのではないかと提案がありましたが、どうなりましたか。
- 事務局 農業委員会に貸人と借人の顔合わせして情報共有をしてはどうかと提案をいただきました。
- 事務局では今回、モデルケースとして信太地域で試験的に貸人と借人に申請時にお互いの顔合わせが必要かお伺いし、双方が必要であれば顔合わせします。良い結果が得られれば他の地域でもお願いしたいと考えています。
- 閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。
- 令和8年2月 農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	平田 敬二	印
	署名委員	林 義文	印